

人口と世帯	人口	33,857人	(13人減)
	男	17,318人	(9人減)
	女	16,539人	(4人減)
1月1日現在	世帯	13,329	(9世帯増)
()は前月比	外国人登録数		635人



三小校庭にて

寒さなんかに 負けないぞ

子どもたちの目の前に、待ちに待った白い世界が広がりました。久しぶりに積もった雪に子どもたちは大喜び。雪合戦をしたり、雪だるまを作ったり、白い校庭に笑顔が弾み、元気な声が響きました。

おもな内容

確定申告	町・都民税の申告 ほか	2~3
みずほ伝言板	バランスシート 行政コスト計算書 平成20年4月から健康診査の仕組みが変わります 町民農園利用者募集 一人当たりの老人医療費は? ほか	4~7
インフォメーション	「公的年金等の源泉徴収票」を送付します 後期高齢者医療制度説明会 競争入札参加資格審査の受付 ほか	8~11
福祉	高齢者福祉サービスのご利用を 地域保健福祉審議会委員募集 ほか	14~16
教育委員会からのお知らせ	町立小・中学校の入学通知は届きましたか 教育基本計画検討委員会委員募集 ほか	17~20

税 確定申告 町・都民税の申告

所得税の確定申告

所得税の確定申告を
しなければならぬ方

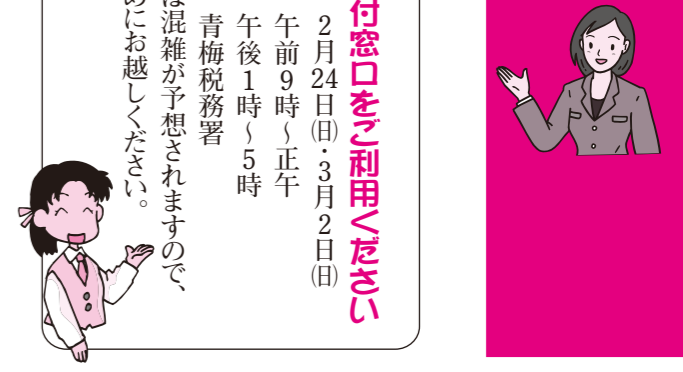
- 【事業所得や不動産所得などがある場合】
- ◎平成19年中の事業所得や不動産所得など所得金額の合計が、基礎控除やその他の所得控除の合計額を超える方
- 【サラリーマン等の給与所得者】
- ◎平成19年中の給与等の収入金額が2000万円を超える方
- ◎給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ◎2カ所以上から給与等の支払いを受けている方
- 【同族会社の役員 またはその他親族等の場合】
- ◎同族会社からの給与のほかに、次の収入のある方
 - ①同族会社からの配当、同族会社への貸付金の利息
 - ②不動産、動産、営業権など賃借料
 - ③機械・器具などの使用料
- 【納税について】
- 納期限は、申告期限と同じ3月17日(月)です。(納期限を過ぎて納付すると延滞税が掛かる場合があります)
- 納税には便利な口座振替をご利用ください。手続きは3月17日(月)までに、青梅税務署または、金融機関でお願いします。

確定申告をする
所得税が還付される方

- 給与所得者で確定申告をする必要のない方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
- ◎雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ◎年の途中で退職し、その後再就職していないため、年末調整を受けていない方
- ※確定申告をする必要のない方が還付を受けるために確定申告をする場合、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円以下であっても、それを含めて申告しなければなりません。
- ◎還付を受けるための申告は、2月18日(月)前でも受け付けています。
- ◎介護保険のサービス利用料が、確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。
- ◎介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様、社会保険料控除の対象となります。
- 問合せ 高齢者福祉課 557-0594
- ★還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

臨時受付窓口をご利用ください

日程 2月24日(日)・3月2日(日)
時間 午前9時～正午
午後1時～5時
場所 青梅税務署
※当日は混雑が予想されますので、お早めにお越しください。



●申告が必要です
☆所得税から住宅ローン控除額を引ききれなくなった方へ
税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、20年度分の住民税(所得割)から控除できます。

●住民税の地震保険料控除が創設されました
近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する住民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な住民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

問合せ 青梅税務署 0428(2)3185

青梅税務署・税理士会による確定申告相談日程

期間(開催月は2月)	場所	受付時間	主催	その他
14日(木)・15日(金)	瑞穂町民会館ホール	午前9時30分～11時 午後1時～3時	税務署	○給与所得者、年金受給者、農業所得者および小規模事業者の方は、ご利用ください。 ○譲渡所得・贈与税の相談は、税務署でご相談ください。 ○福生駅プチギャラリーは、給与所得者、年金受給者の相談のみとさせていただきます。
18日(月)～29日(金) (土・日は除きます)	福生駅プチギャラリー3F	午前9時30分～10時30分 午後1時～3時	税理士会	
18日(月)～29日(金) (土・日は除きます)	羽村市役所	午前9時～10時30分 午後1時～3時		
27日(木)～29日(金)	瑞穂町民会館ホール			

※相談される際は、前年の確定申告書(控)をお持ちください。

町・都民税の申告受付

※所得税の確定申告も併せて受け付けます。
ただし、土地・家屋・株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税は青梅税務署に直接申告してください。

この申告は、1月1日現在の住所地で平成19年分の所得を申告していただき、それに基づいて税額を計算するための資料となるものです。

期 間 2月18日(月)～3月17日(月)
(土・日曜日は除きます)
受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時
場 所 町民会館ホール

平成19年度に申告をしていただいた方などに、申告書を郵送します(2月初めに発送予定)。
申告書が届かない方は税務課または申告会場に用意してありますので、お申し出ください。

町・都民税の申告を しなければならぬ方

- ◎給与所得のみの方で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方(勤務先でお確かめください)
- ◎事業、不動産、配当、年金などの所得があった方で、確定申告の必要がない方
- ◎国民健康保険に加入している方

※所得のなかった方も申告を

申告書裏面の「収入のなかった方」の欄へ記入し提出ください。

申告の必要がない方

- ◎平成19年分の所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- ◎勤務先から町に給与支払報告書の提出があり、給与所得のほかに所得のない方

申告に持参するもの

- ①印鑑
- ②所得を証明するもの(源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など)
- ③社会保険料・生命保険料・地震(長期損害保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金・個人年金保険料)および医療費控除等の領収書、または支払った額を証明できるもの
- ※生命保険料で、9000円を超える契約の場合は、証明書の添付が必要です。また、医療費控除には必ず領収書が必要で、あらかじめ病院ごとに合計金額を計算しておいてください。
- ④障害者控除を受ける方は障害を証明する書類等

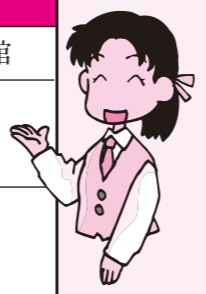
※申告書は郵送でも受け付けます。



問合せ 税務課 557-7519

出張受付をご利用ください

日 程	受付時間	場 所
2月6日(木)	午前9時～11時 午後1時～4時	長岡南会館
2月7日(木)	※午前中は大変混みます。 午後の受付をお願いします。	元狭山コミュニティセンター
2月8日(金)		武蔵野コミュニティセンター



要介護認定を受けている方へ

確定申告でおむつ代に掛かった費用を医療費控除される場合、医師の発行した「おむつ使用証明書」の代わりに、町にある要介護認定資料(主治医意見書)が利用できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。



問合せ 高齢者福祉課 557-0594